



福岡県医発第1083号(地)
平成23年 7月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

平成23年度総合防災訓練大綱について

今般、中央防災会議会長より福岡県総務部長を通じて、別添のとおり通知が参りました。本大綱は、今回の東日本大震災を踏まえ、中央防災会議において、平成23年6月20日に決定されており、災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等が一体となって、国民と連携しつつ対応する事が求められており、このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行う事が定められております。

つきましては、貴会におかれましても本大綱の趣旨を踏まえ、市町村が防災訓練を実施する際には、積極的な参加・協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽



(公印省略)

23 消 第 1097 号

平成 23 年 7 月 11 日

福岡県防災会議委員 殿

福 岡 県 総 務 部 長
(消 防 防 災 課)

平成 23 年度総合防災訓練大綱について

このことについて、中央防災会議会長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

貴職におかれましても、本大綱の趣旨を踏まえ、市町村が実施する防災訓練に対しましても、積極的な参加・協力をお願いします。

担当連絡先

消防防災課防災指導係 中村（裕）

直 通 092-643-3113

県庁内線 2487

ファクシミリ 092-643-3117

メールアドレス nakamura-y9180@pref.fukuoka.lg.jp



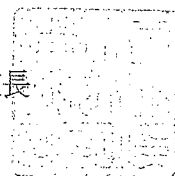


消防庁第226号

平成23年7月6日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁応急対策室長



平成23年度総合防災訓練大綱について

中央防災会議では、東日本大震災を踏まえ、平成23年6月20日、平成23年度総合防災訓練大綱を決定しました。

つきましては、別添「平成23年度総合防災訓練大綱」に基づき、総合防災訓練等が実施されますので、地域の防災力の強化を図るため、各市区町村、防災機関に対して、より積極的な訓練への参加と協力を要請します。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じた災害を想定した訓練を実施するよう努め、地域住民、事業者の参加の促進を図り、それぞれの役割を確認しつつ協力し、関係機関との緊密かつ有機的な連携のもとで、より実践的な訓練となるよう、特段の御配慮をお願いします。



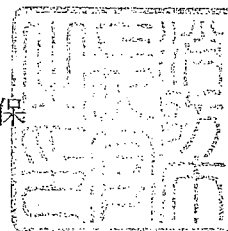
消防庁第 2 2 5 号

平成 2 3 年 7 月 6 日

各道県防災会議会長 殿

消防庁長官

久 保 信 保



平成 2 3 年度総合防災訓練大綱について

中央防災会議において、東日本大震災を踏まえ、別添のとおり平成 2 3 年度総合防災訓練大綱が決定されましたので通知します。

貴職におかれましては、地域の災害対応力の向上を図るため、この大綱の趣旨を反映した訓練の積極的な実施に努められ、その実施に当たっては、地域住民及び民間企業等の幅広い参加を求めるなど、より実践的な訓練となるよう格段の配慮をお願いします。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴道県内の関係機関に周知していただきますようお願いいたします。

平成23年度総合防災訓練大綱

平成23年6月20日
中央防災会議決定

1 総合防災訓練大綱の意義

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。

このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

本大綱は、平成23年度において、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すとともに、これと併せて、今般の東日本大震災や昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。

2 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と国民に対する防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 東日本大震災から得られた、多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考える様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れること。
- (2) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ること。
- (3) 国民一人一人が、防災訓練に際して、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、国民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- (4) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することにかんがみ、各防災担当者が日常の取り組みについて検証し、評価する機会とすること。

3 防災訓練実施に当たっての基本方針

防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。

- (1) 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ず

るべき事項（いわゆるシナリオ）を、今般の東日本大震災を踏まえ、より実践的に作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、地域住民等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性を検証する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

訓練終了後には、シナリオ作成途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制の維持、整備を図る。

(2) 国の積極的訓練支援等

国は、各地域等で実施される防災訓練を積極的に支援し、防災関係機関の幅広い協力体制の構築を図る。また、訓練実施機関等との連携を図りつつ、国として防災に取り組む姿勢や災害対策の必要性・重要性等について、国民に対して訴えるものとする。

一方、地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく広域的応援訓練の推進に努める。

(3) 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実

国民が積極的に防災訓練に参加し、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスコミ等との連携を図りつつ、防災訓練に関する広報の充実に努める。

なお、防災訓練の内容については、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等、被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報による危険回避行動を積極的に加えるとともに、国民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」について考える機会となるよう工夫する。

(4) 年度を通じた計画的訓練の推進

防災担当者の災害対応能力の向上のためには、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。このため、各種図上訓練やOJT（職場内訓練）により年度を通じ計画的に訓練を実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。

なお、災害発生時に、予め定められた担当者が応急対策につくことができないこともあることにかんがみ、担当者同士がお互いの業務内容を教えあうこと等により当該業務を他の要員が処理できる体制づくりに努める。

4 政府における総合防災訓練等

(1) 地震を想定した総合防災訓練

ア 「防災の日」政府本部運営訓練

「防災の日」9月1日(木)に、内閣総理大臣を始めとする全閣僚が参加して、首都直下地震を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、災害発生時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施する。なお、想定する地震に伴う被害については考えうる様々な被害を想定するものとする。

a 政府本部運営訓練

- ・ 緊急災害対策本部の運営
- ・ 緊急災害対策本部の予備施設（立川広域防災基地）の設置準備
- ・ 内閣総理大臣による会見 等

b 情報の収集・伝達に関する訓練

- ・ 首都直下地震に関連する情報等の伝達
- ・ 中央防災無線網（衛星通信装置等）のシステムの活用
- ・ 映像情報の収集
- ・ 現地対策本部等との情報の共有

イ 現地訓練

(ア) 九都県市合同防災訓練と連携した訓練

首都直下地震を想定した9月1日に行う九都県市合同防災訓練と連携して、地震災害応急対策訓練を実施する。

a 自衛隊、警察庁（警察広域緊急援助隊）、消防庁（緊急消防援助隊）及び海上保安庁（以下「実動省庁」という。）等による地震災害応急対策訓練

b 航空機等による広域医療搬送訓練

c 政府調査団の派遣

九都県市合同防災訓練現地会場（埼玉県川口市）に、政府調査団を派遣する。

(イ) 静岡県総合防災訓練と連携した訓練

東海地震を想定した静岡県総合防災訓練と連携して、地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練を実施する。

a 実動省庁等による地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練

b 政府調査団の派遣

静岡県総合防災訓練現地会場に、政府調査団を派遣する。

(ウ) 近畿府県合同防災訓練と連携した訓練

南海地震を想定した近畿府県合同防災訓練と連携して、地震災害応急対策訓練を実施する。

a 実動省庁等による地震災害応急対策訓練

b 政府調査団の派遣

近畿府県合同防災訓練現地会場(徳島県小松島市)に、政府調査団を派遣する。

ウ 津波防災総合訓練

東日本大震災において講じた地震津波防災応急対策、地震津波災害応急対策の検証を行い、その結果等を踏まえ訓練を適切に行う。また、その結果等を踏まえ、想定される津波に対して災害対応を的確に図るための防災態勢の見直しを行い、より実効性ある防災組織体制の整備を図る。

(2) 原子力災害を想定した原子力防災訓練

東日本大震災に伴う福島第一及び第二原子力発電所の原子力災害における事故の検証や教訓等を踏まえ、複合災害発生時のシビアアクシデントにも対応すべく、訓練の想定・実施内容等を抜本的に見直すとともに、原子力発電所周辺の地域住民の安全の確保に資するよう、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、総合的な防災訓練を実施する。

(3) 災害応急対策を担当する職員を対象とした訓練

ア 政府現地災害対策本部訓練

(ア) 政府総合図上訓練

大規模地震を想定し、平成24年1月に応急対策活動要領等に基づき、官邸に設置される緊急災害対策本部と現地に設置される緊急災害現地対策本部との連携について訓練を実施して、その業務遂行能力の向上を図るとともに、関係地方公共団体との連携に係る検証を行う。

なお、東日本大震災への対応に鑑み、巨大災害への対応では対策の優先化や先行性に留意しつつ取り組まなければならないことを念頭に置き、訓練参加者がより合理的かつ効率的な災害応急対策を思考する訓練となるよう努めるものとする。

(イ) 政府現地本部訓練

東南海・南海地震応急対策活動要領等に基づき設置される緊急災害現地対策本部について、本部運営等の訓練を実施する。

イ 政府初動対応訓練

台風等により、荒川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生したことを想定し、政府としての対処について、官邸危機管理センターにおいて大規模水害対処図上訓練を実施する。

・ 災害応急対策活動の調整

(4) その他各種災害を想定した訓練

上記に掲げるもののほか、指定行政機関が計画・実施する訓練について、関係省庁は連携して、より効果的なものとなるよう努める。

なお、事故災害等に関しては、昨今の社会情勢を踏まえ、従来想定していなかったような事態についても対応することが可能となるよう、十分な検討を行う。

5 地方公共団体等における防災訓練等

(1) 地方公共団体等の総合防災訓練の意義等

災害発生時における初動対応を直接に担うのは、地方公共団体であり、関係防災機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められる。

このため、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア等及び地域住民とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施し、地域の災害対応力が向上するよう努める。

特に東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震など大規模地震災害を想定した地域などにおいては、東日本大震災を踏まえ、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体の緊密な連携の下に地方公共団体相互に締結されている協定等に基づく広域的応援訓練の実施に努める。

(2) 地域の実情に応じた訓練

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、過去の災害履歴等も踏まえ、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、原子力災害等、特に訓練の必要性が高い災害を想定し、積極的に地域の実情に即して訓練を実施するよう努める。

(別紙「地方公共団体等における地震災害等対応訓練の実施事項例」参照)

(3) 住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供

地域住民が災害対策の主役であるとの観点から、訓練計画の作成、訓練結果の分析・評価に当たっては、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れるよう努める。

また、防災訓練が、避難地・避難場所の確認、家族の連絡手段・連絡要領の確認その他災害発生時における行動の在り方のみならず災害発生前の備えについて考える機会となることから、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等の被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報による危険回避行動を積極的に加え、地域、学校、職場等における幅広い層が連携・参加できるよう努めるとともに、訓練の広報の方法、形態についても工夫し、住民の災害に対する平時からの備えの充実につながることを努める。

(4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。

特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

また、事業所、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

(5) 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進

過去の大規模災害の教訓の伝承等により、災害につながる地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及を図るとともに、家屋の耐震構造の強化、その他の災害に強いまちづくりのために重要な事項について積極的に周知を図るよう努める。

(6) ボランティア等との可能な連携

広く災害救援に係るボランティア及びボランティア活動に関係する各機関等に、できるだけ訓練への参加を求めるなど、可能な連携に努める。

(7) 災害時要援護者の避難支援訓練

避難準備（要援護者避難）情報等の発令・伝達、避難所への避難誘導、避難所での支援、福祉避難所の立ち上げ等に関する訓練を関係機関等や高齢者、障害者等の災害時要援護者本人の参加を得ながら実施し、災害時要援護者の避難支援体制の整備に努める。

(8) 訓練実施日

訓練実施日は、9月1日の「防災の日」又は防災週間（8月30日～9月5日）内に設定することが望ましいが、実施主体においてこれまでの経緯等を踏まえ、有効かつ適切と判断できる日に行うことを妨げない。

地方公共団体等における地震災害等対応訓練の実施事項例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練	防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。 ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アマチュア無線等の多様な通信網を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損など二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。 ○発災に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の設置及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と応援体制の点検 ○緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊等の受入れ
3 自主防災訓練	自主防災組織を中心とし、地域の一員としての事業所・学校・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練として、以下の訓練に努める。 ○地域住民等相互が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等災害時要援護者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○地域住民等と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報受信時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練 ○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練

事 項	内 容
4 緊急輸送路確保等の訓練	防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。 ○道路の障害物を除去する啓開訓練、道路復旧訓練、放置車両などの撤去訓練 ○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制訓練、交通信号機減灯対策訓練、船舶の入港制限等の交通規制訓練 ○車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練 ○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練
5 ライフライン等の確保・対応訓練	ライフライン等の確保訓練及び情報化対応訓練として、以下の訓練に努める。 ○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練 ○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練 ○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練 ○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練 ○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練
6 混乱防止訓練	ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所において、防災関係機関、事業者等が一体となって情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。 ○デパート、旅館・ホテル、行楽施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練 ○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練 ○病院、社会福祉施設等における災害時要援護者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練
7 津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練	地域の特性を踏まえて、住民、行楽客等の参加協力を得るよう努めつつ、以下の訓練に努める。 ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報と避難指示等の伝達・広報訓練及び住民、行楽客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練 ○土砂災害、水害等の懸念される地域からの住民の避難・誘導、救出・救護訓練